

受験対象者

受験資格

下表の①、②のいずれかに該当し、通算した実務経験期間が**5年以上**、かつ当該業務の従事日数が**900日以上**あること

① 法定資格	② 相談援助業務
受験資格コード表（P 7）に掲げる ①法定資格を有し、 その資格に基づく業務に従事する者 当該資格の「 <u>登録日以降</u> 」で 当該資格に係る業務に従事した期間を算定	受験資格コード表（P 7）に掲げる ②相談援助業務に従事する者

重要

業務については、**要援護者に対する直接的な対人援助業務**が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。

当該資格等を有しながら、要援護者に対する直接的な対人援助ではない業務（研究、教育、営業、事務等）を行っているような期間は、実務経験期間には含まれません。

P 22～P 23の「よくある質問・受験資格に関すること」を参照のこと

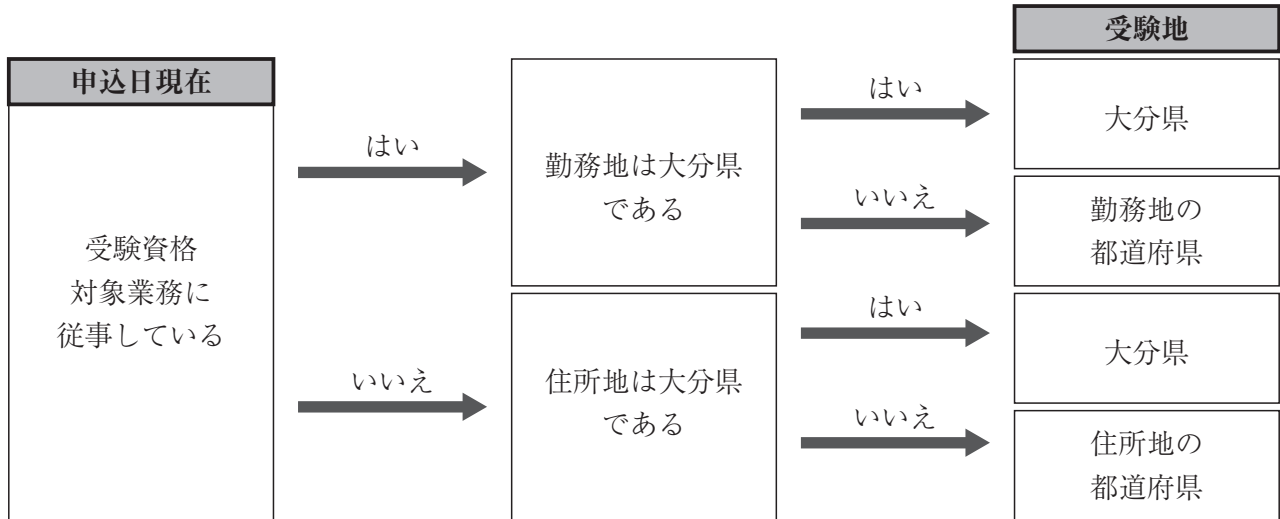
実務経験期間・従事日数の考え方

- ① 実務経験期間とは、受験者が受験資格である業務を行っていた期間をいいます。
- ② 育児休業・病気休業・介護休業・休職期間は、実務経験期間から除きます。
(ただし、産前産後休暇(業)は、実務経験期間に算入されます)
- ③ 実務経験期間の日数換算は、1日の勤務時間が短い場合も1日勤務したものとみなします。
- ④ 従事日数は、実際に業務に従事した日数であり、休日・休暇・病気・休職等で業務に従事しなかった日は含まれません。
- ⑤ 実務経験期間は、試験日の前日までの期間を算入することが可能です。
→ P 10〈実務経験『見込』で申込みをした場合〉参照

受験地

大分県が受験地となる者

- ① 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事している場合は、その勤務地が大分県内であること。
- ② 申込日現在、受験資格に該当する業務に従事していない（現在、無職あるいは他の業務に従事）場合は、住所地が大分県内であること。



受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2に定める登録を受けることができません。

- (ア) 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定める者
- (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (ウ) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者
- (エ) 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不当な行為をした者
- (オ) 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- (カ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- (キ) 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日または処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

受験資格コード表

①法定資格

次の法定資格を有し、当該資格に基づく業務に従事する者

コード	資格名	コード	資格名	コード	資格名
01	医師	08	理学療法士	15	はり師
02	歯科医師	09	作業療法士	16	きゅう師
03	薬剤師	10	視能訓練士	17	柔道整復師
04	保健師	11	義肢装具士	18	栄養士・管理栄養士
05	助産師	12	歯科衛生士	19	社会福祉士
06	看護師	13	言語聴覚士	20	介護福祉士
07	准看護師	14	あん摩マッサージ指圧師	21	精神保健福祉士

②相談援助業務

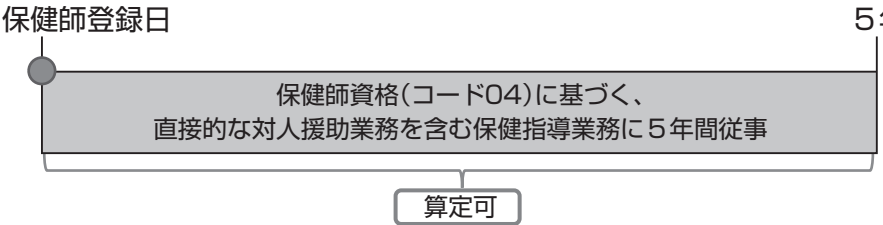
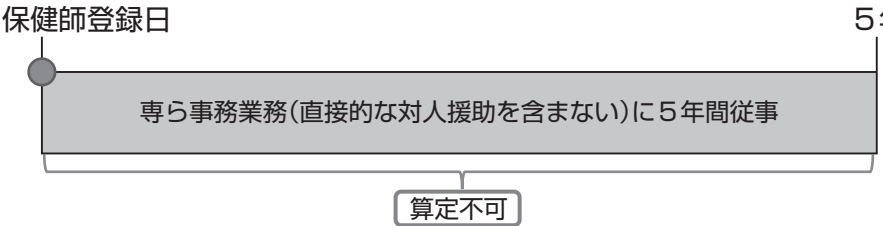
次の施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者

コード	対象事業及び施設	対象となる職種	規定する法令・通知等
31	特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号
32	地域密着型 特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号
33	地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	生活相談員	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号
34	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	生活相談員	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号
35	介護老人保健施設	支援相談員	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号
36	介護予防 特定施設入居者生活介護	生活相談員	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号
37	計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条
38	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条
39	生活困窮者 自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3（2）ア

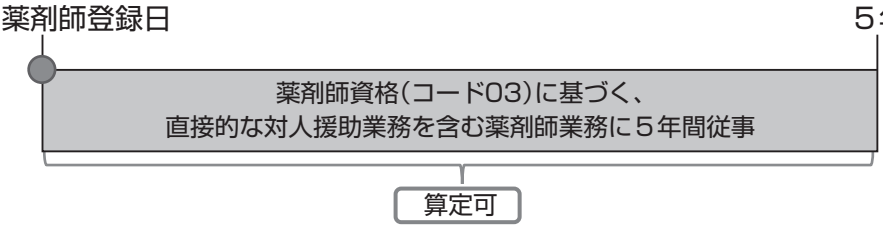
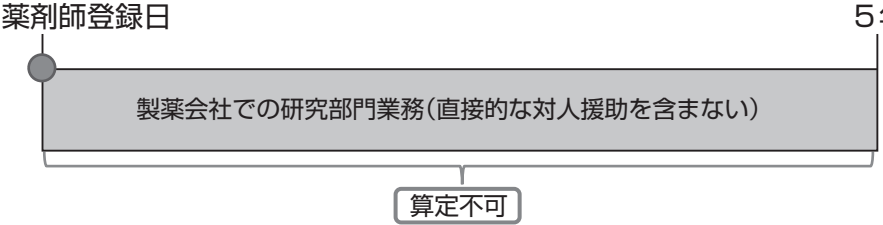
実務経験期間算定の具体例

例1	<p>介護福祉士登録日</p> <p>5年</p> <p>特別養護老人ホーム 介護職員</p> <p>【介護福祉士資格(コード20)に基づく業務に5年間従事】</p> <p>→試験</p> <p>算定可</p>	受験可
例2	<p>介護福祉士登録日</p> <p>5年</p> <p>特別養護老人ホーム 介護職員</p> <p>【介護職員実務者研修修了者等 受験資格対象外資格にて 介護業務に2年間従事】</p> <p>【介護福祉士資格(コード20)に基づく業務に3年間従事】</p> <p>→試験</p> <p>算定不可</p> <p>算定可</p>	受験不可 実務経験 5年以上を 満たさない
例3	<p>社会福祉士登録日</p> <p>5年</p> <p>特別養護老人ホーム 生活相談員</p> <p>通所介護 生活相談員</p> <p>【相談援助業務(コード34)に 2年間従事】</p> <p>【社会福祉士資格(コード19)に 基づく業務に3年間従事】</p> <p>→試験</p> <p>算定可</p> <p>算定可</p>	受験可
例4	<p>受験資格コード表 ①法定資格に当てはまる資格なし</p> <p>5年</p> <p>特定施設入居者生活介護 介護職員</p> <p>特定施設入居者生活介護 生活相談員</p> <p>【介護職員実務者研修修了者等 受験資格対象外資格にて 介護業務に2年間従事】</p> <p>【相談援助業務(コード31)に 3年間従事】</p> <p>→試験</p> <p>算定不可</p> <p>算定可</p>	受験不可 実務経験 5年以上を 満たさない

例5

<p>保健師登録日</p>  <p>保健師資格(コード04)に基づく、 直接的な対人援助業務を含む保健指導業務に5年間従事</p> <p>→試験</p> <p>算定可</p>	<p>5年</p> <p>受験可</p>
<p>保健師登録日</p>  <p>専ら事務業務(直接的な対人援助を含まない)に5年間従事</p> <p>→試験</p> <p>算定不可</p>	<p>5年</p> <p>受験不可</p> <p>直接的な対人援助業務が含まれていない</p>

例6

<p>薬剤師登録日</p>  <p>薬剤師資格(コード03)に基づく、 直接的な対人援助業務を含む薬剤師業務に5年間従事</p> <p>→試験</p> <p>算定可</p>	<p>5年</p> <p>受験可</p>
<p>薬剤師登録日</p>  <p>製薬会社での研究部門業務(直接的な対人援助を含まない)</p> <p>→試験</p> <p>算定不可</p>	<p>5年</p> <p>受験不可</p> <p>直接的な対人援助業務が含まれていない</p>